

## さんしんANSERサービス利用規定

### 1. さんしんANSERサービス

- (1) さんしんANSERサービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）の占有・管理するダイヤルホン式電話機、プッシュホン式電話機、ファクシミリ、パソコン等の端末機（以下「端末機」といいます。）による依頼にもとづき、本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下「指定口座」といいます。）について、所定の照会・通知を行う場合に利用できるものとします。
- (2) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込みに基づき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

### 2. 照会

- (1) 本サービスにより指定口座の照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号ならびに指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下「口座番号等」といいます。）が、届出の暗証番号および指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、送信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

### 3. 通知

- (1) 本サービスにより通知を受信する場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機より操作してください。
- (2) 前項の操作により、受信者が入力した確認コードが正当な確認コードであった場合、または受信者が入力した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当金庫は、受信者を依頼人とみなし、指定口座の明細情報を依頼人の端末機に送信します。
- (3) 前項にもとづき当金庫が送信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに送信した情報について変更または取消をすることがあります。

### 4. 手数料等

本サービス利用期間中は、毎年4月20日（休日の時は翌営業日）に当金庫所定の基本手数料をお支払いいただきます。但し、初年度については、契約日の属する月から3月までの月数の基本

手数料をお支払いいただきます。

## 5. 取引内容の確認

依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

## 6. 暗証番号の管理

- (1) 暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理していただくものとします。
- (2) 暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

## 7. 免責事項

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、所定の安全措置を提供している限り、そのために生じた損害について責任を負いません。

## 8. 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9. 解約

- (1) この取扱いは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。また、1年以上にわたり、この取扱いによる照会または通知が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。
- (2) 暴力団排除条項による解約  
依頼人は、現在、次の①または②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても

該当しないことを確約します。また、依頼人は、自らまたは第三者を利用して次の③のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

依頼人は、次の①から③までのいずれかに該当したとき、または①もしくは②についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当金庫との取引が停止され、または通知により、取引が解約されても異議を唱えないものとします。

なお、これにより依頼人に損害が生じた場合でも、当金庫に何らの請求をしないものとします。また、当金庫に損害が生じたときは、依頼人がその責任を負うものとします。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）

②次の各号のいずれかに該当するもの

- A) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- B) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- D) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき

- A) 暴力的な要求行為
- B) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E) その他前各号に準ずる行為

## 10. 届出印

(1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届けの印章を使用してください。

(2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

## 11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、定期預金規定、積立定期預金規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等により取扱います。

## 12. サービス内容・規定の変更

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。

変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表す

るものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上  
(2020.04)